

(一)、本年度は、自民党森政権に見られたように、その腐敗墮落が政・官・財をはじめ、司法、警察、さらに国民の精神、倫理を蝕むほどに目に余る状況となった。とつづく昔に自民党は倒壊し跡形もなくなっている筈のところ、公明、保守党を抱き込むことによって、自民本流の目差す目標に向かって本性丸出しの突進を開始した。その目標は何か？

一つは、「君が代」「日の丸」を国歌・国旗とする法律を成立させることによって「天皇中心の国家主義」を目差していることが明らかになったこと。もう一つは、周辺事態関連法を成立させ「戦争できる国」としたこと。誰の目にも明らかに露呈したため、この矛盾を解消して堂々と「戦争できる国」にするため、遮二無二憲法調査会を作り、第九条改正をターゲットに国会運営を開始したことである。

(二)、これに対し、我々は「平和行進」のチラシ配布、マイク宣伝を通してこれに抵抗し、平和憲法を堅持し、生かす訴えを行ってきた(六月で四一二回目)。平和憲法の定めは「君が代」ではなく「民が代(国民主権)」であること、「戦争する国」ではなく「戦争をしない国」であること、「盗聴する国」ではなく「基本的人権を尊重する国」であること、「日米軍事同盟強化」ではなく、「全ての国と平和友好」関係を結ぶこと等を訴えてきた。

(三)、このような危機に対して我々は四者会議(構成団体は、連帯する労組会議、静岡県西部地区平和遺族会、社民党・浜松支部、浜松市憲法を守る会)を立ち上げてから、「経過報告」にある通り、交渉、要請、講演会、学習会、抗議文、公開質問状の提出など、さまざまな行動を行い持てる力を出し合って戦ってきた。

二、世界の情勢

(一)米国ではブッシュ大統領が就任してから、自分の気に入らぬ国を再び「ならず者国家」と呼び始め、北朝鮮や中国近海の偵察活動を強化するなど、軍事的挑発的な言動が目には余るようになった。米偵察機が中国の戦闘機と接触するという事件はこうして起きた。

(二)今、米国では、本土ミサイル防衛(NMD)と、海外駐留米軍や日本など同盟国を守るための戦域ミサイル防衛(TMD)などの弾道ミサイル防衛(BMD)を、日米共同研究し、これを海上に配備するシステムの開発に熱心に取り組みつつある。これは米本土に届く核ミサイルを、北朝鮮、イラン、さらには中国が、多量に作るのではないか？この恐怖感が先行して、和平関係を築くよりも、偵察やミサイル防衛開発へと向かわせていると考えられる。

こういう中で、日本は世界一の借金国でありながら日米安保体制の強化のため、共同研究に一層深く取り込まれてしまった。この種の弾道迎撃システムの研究開発はこれまですべて失敗してきたことは周知の事実である。

五月三十日付朝日新聞朝刊に「意味を失う、ミサイル防衛研究」という題で、この計画に警告を発している。

この計画に対し、ロシア、中国をはじめEUさえも、国際関係を冷戦へ逆戻りさせ、再び軍拡競争の破局へと世界を引き込むものとして反対を表明している。

(三)ブッシュ大統領になって、世界各国が何年もかけて、やっと辿りついた炭酸ガス排出量削減の京都議定書を一方的に破棄し、米国の国益にかなう新たな提案を行うという暴挙に出たこと。

(四)米国は超経済大国でありながら、国連分担金をさぼり、累計では莫大な滞納を平然と行っていること。

(五)核問題でも、イスラエルの核開発・核保有は世界の常識となっているが、「見て見ぬふり」を決め込む米国が、アラブ諸国やイラン・パキスタン・インド・北朝鮮などの核開発の動きに対しては、神経質なまでの警戒心を示すという、友好国と非友好国の間に二重基準を設けているため、いささかの説得力も持たない状況となりつつあること。

(六)米国の武器輸出は、世界の中でダントツで、中でも日本がお得意さんであることはAWACS・空中給油機をあげるだけでも一目瞭然である。世界一の「死の商人」は誰かは、世界各国が知っている。そのような米国と日米安保軍事同盟締結している我が国の将来は、実に暗たんなるものがある。

(七)米国は、中国や北朝鮮、イラクその他の非友好国に對して、事ある毎に「人権」を持ち出して相手を非難し、外交のカードにしている。しかし米国自身、すでにこれ

まで述べたことを含めて、果たして人権尊重の国であるかは大きな疑問である。

個人が自衛のため銃を保有する権利は認めつつ、その乱用によって一年間に約一万人の犠牲者(死者)の平和生存権(最大の人権)が保障されていないことを考えただけでも決して「人権」を口に出来る米国とは言えない。

無抵抗の黒人を警官が殴打する人権侵害も多発している。このような身勝手な自称「人権国」の米国に対して、国連人権委員会では、最近行われた選挙によって米国の委員が落選し、メンバーからはずされるといふ事態が起きているのである。

(八)アメリカは、常に善玉で、正義・平和愛好国だと自らも信じ込んでいるし、さらに日本の政治家・役人・多くの国民も信じているらしいが、いつの日か、アジアからも、さらには全世界から総スカンを食らうときがくるのではないか。

(九)人類(特に先進国)の欲望を満たすために、科学技術の驚異的な進歩がもたらされ、その結果、先進国は便利で快適になったが、その代償として、目に見えぬ有害物質が地球上に蓄積され、環境破壊や汚染や温暖化を生み出した。

また、人口増加、南北問題、食料、水、資源の乱用による枯渇の問題、さらに情報化社会や遺伝子操作、医学上のバイオ・エシックス(生命倫理問題)などなど。

これらを放置すれば、遠からず人類は自ら破滅することになる。これを回避する道は、軍備、国益追求をやめ、人類が一致協力して対処するしかないのである。

三、国内情勢

本年度の総括や、国際情勢の中で、重要な点は触れてきた。特に小泉首相が登場してから、国内情勢はがらりと変化したように見えるが、その本質においては、一層危険な方向(自民党の政治目標)へ強力な推進力が与えられたと解すべきであろう。即ち、彼は、自民党の行き詰まりを打破して、彼ら(自民党)の政治目的を達成するために現れたアイドル的英雄ではあるが、日本を正しく導く人物ではないのである。

彼の本質は世界人類が最もその実現を願っている憲法第九条(非武装・戦争放棄の普遍的真理)を改正して、自衛隊を軍隊として認知し、集団自衛権を行使することを可能にしようとしている。次の段階は徴兵制が若者を待

ちうけているであろう。

また、靖国神社が過ぐる侵略戦争を聖戦として美化し戦争遂行の精神的支柱としての役割を十全に果たした戦争用の神社であった歴史的事実に目をつぶり、さらに戦後の憲法体制の下における宗教法人法による「特定宗教法人」であることを百も承知しながら、敢えて違憲（政教分離・信教の自由違反）である公式参拝を強行しようとするところに彼の本質が余すと事無く露呈されているのである。

しかも悲しいことに、国民の84%が彼を支持している事実は、かつて独裁者ヒットラーを、圧倒的に支持したドイツ国民の姿を彷彿とさせるのである。

気がついてみたら「天皇を中心とする全体主義・軍事主義・国宗神道の国」に変貌しているであろう。我々は、そうならないうちに彼の恐るべき本質を国民の前にあばき、抵抗し、平和憲法の主権、人権、平和を守りぬかなくてはならないのである。

四、具体的な活動方針

(一)「憲法」は、権力を抑制し、個人の人権・自由・権利を守るトリヂであることを啓発し、宣伝して、市民に自覚を促す。

(二) 森前首相の「日本は、天皇中心の神の国」発言に対し「日本は国民中心の民の国」であることを、より鮮明にし、国民主権を堅持する運動を強化する。

(三) 一昨年、NGO主催のハーグ平和会議は、日本国憲法第九条を手本にすることを国連に提案した。この機会を逃さず、国際的に運動を広げる手だてを探り、更に、この第九条を世界に広める努力を始める。

(四) 国際的にも、国内的にも、行き詰まりつつある状況を突破するのは、これまでの力の政策を百八十度転換して、憲法第九条の非武装・戦争放棄しか、道が残されていないことを、政府や国民に訴え続けるいく。また、これを実行できる真の護憲勢力の結集にも努力する。このため市民、特に若者たちの心にも、平和の灯火を点じ、我々の運動への参加を呼び掛け、ていく。そのための母胎として四者会議を大切に育てていく。

(五) 主権・人権・平和の憲法感覚を鋭敏にし、憲法を精神を実現するための学習活動を強化し、当面する

課題に取り組む。

- ① 運動の柱として、今後も憲法を守る平和行進をねばり強く継続する。
- ② 運動を展開する準備や計画を練るため、役員会を毎月一回開催する。また、その際、可能な限り「ミニ学習」を行う。
- ③ 会員増加は、急務であり、更に努力する。
- ④ 憲法を学ぼうとする人々や、団体の要請に応じて講師を派遣する。
- ⑤ 必要に応じて、具体的に行動し、講演会やその他の催しを企画し、実行する。
- ⑥ 当面、防衛費の大幅削減（目標は全廃）と、海外派兵阻止、AWACSの撤去、空中給油機の配備阻止のために全力を傾ける。
- ⑦ 我が国に、まず憲法第九条を実現し、同時に第九条を世界に輸出することに努力し、世界の軍備全廃を目指す。
- ⑧ 政府や国民に、過ぐる侵略戦争への反省・謝罪・補償の重要性を訴えると共に、反戦平和のため立ち上がるように訴える。
- ⑨ 国連NGO（非政府組織）と連帯する。
- ⑩ 二・一一集会（信教の自由を守る集会）
五・三集会（憲法記念日）
六・一八集会（浜松大空襲）
八・一五集会（敗戦記念日）
*これらは、場合によっては、他の市民団体と協力し、集会や宣伝活動を行う。
- ⑪ 平和遺族会、護憲勢力、平和問題研究所、その他、生命と暮らしを守る市民団体・民主団体と連帯し、力量に応じて協力し合う。
- ⑫ 浜松基地をめぐる諸問題（騒音対策、航空祭、ブルーインパルス、航空博物館の監視など）に対応し、最終的には基地を撤去して、平和都市・浜松の実現に努力する。
- ⑬ 「新靖国法案」を阻止すると共に、静霊奉賛会と護国神社とのゆ着をめぐる憲法違反にメスを入れ、政教分離・信教の自由の原則に戻すため、平和遺族会と共に努力する。
- ⑭ 主権者として、政府や自治体に対し、問題発生度の毎に抗議文・要請文等を送付し、場合によっては、直接交渉などを行う。